

くまもと清陵高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について  
（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学校名	くまもと清陵高等学校	校長名	組脇 泰光
所在地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 字小野5番300	設置認可日	平成29年（2017年） 3月24日
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理事長名	組脇 泰光
教育区域	47都道府県	課程 修業年限 収容定員	通信制課程（普通科） 3年以上 900人
変更時期	熊本県知事の認可の日		
変更理由	<p>1 成年年齢引下げに伴う学則の記載内容変更 令和元年（2019年）12月17日付け文部科学省事務連絡「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続きに関する留意事項について」に基づき学則の一部変更を行う。</p> <p>2 授業料の積算方法の文言変更 1単位当たりの金額×履修単位数を、実態に合わせ1単位当たりの金額×申告単位数に変更する。</p>		
変更内容	変更前		変更後
	別紙「学則比較対照表」のとおり		別紙「学則比較対照表」のとおり

【参考条文】（関係部分のみ）

**学校教育法第4条第1項**

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

- (3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

**学校教育法施行令第23条第1項**

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- (11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

**私立学校法第8条第1項**

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

変更後	変更前
<p>第12条 学校長は生徒が高等学校卒業程度認定試験に合格した場合には、それに相当する教科および科目の単位を修得したものとみなし、当該教科・科目の単位修得を認定することができる。</p> <p>2 学校長は、<u>第25条</u>第3項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>	<p>第12条 学校長は生徒が高等学校卒業程度認定試験に合格した場合には、それに相当する教科および科目の単位を修得したものとみなし、当該教科・科目の単位修得を認定することができる。</p> <p>2 学校長は、<u>第24条</u>第3項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>
<p>第22条 <u>保護者等</u>は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。</p> <p>2 保証人は、<u>保護者等</u>に事故あるときは<u>保護者等</u>に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。</p>	<p>第22条 <u>保護者</u>は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。</p> <p>2 保証人は、<u>保護者</u>に事故あるときは<u>保護者</u>に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。</p>
<p>第24条 <u>保護者等</u>または保証人に変更があった場合は、速やかに学校長に変更の届けを提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者等</u>または保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、速やかに学校長に届け出なければならない。</p>	<p>第24条 <u>保護者</u>または保証人に変更があった場合は、速やかに学校長に変更の届けを提出しなければならない。</p> <p>2 <u>保護者</u>または保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、速やかに学校長に届け出なければならない。</p>
<p>第25条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、学校長に留学を願い出ることができる。</p> <p>2 学校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。</p> <p>3 留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、<u>保護者等</u>(やむを得ない場合は、保証人)と連署のうえ学校長に願い出て許可を受けなければならない。<u>ただし、成年年齢に達した生徒の場合、保護者等の連署は不要とする。</u></p>	<p>第25条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、学校長に留学を願い出ることができる。</p> <p>2 学校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。</p> <p>3 留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、<u>保護者</u>(やむを得ない場合は、保証人)と連署のうえ学校長に願い出て許可を受けなければならない。</p>
<p>第26条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出</p>	<p>第26条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出</p>

校することができない場合は、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、学校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。さらに、成年年齢に達した生徒の場合、保護者等の連署は不要とする。

2 学校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、原則2年以内の期間で、休学を許可することができる。

第27条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、学校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。さらに、成年年齢に達した生徒の場合、保護者等の連署は不要とする。

第29条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署のうえ、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、成年年齢に達した生徒の場合、保護者等の連署は不要とする。

第31条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は以下のとおりとする。

項目	金額（単位 円）	備考
入学選考料	10,000	
入学金	50,000	推薦入試による入学者は半額となる。
授業料（年間）	1単位あたり12,000	各年次の申告単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位以上。
施設設備費（年間）	36,000	
教育充実費（年間）	30,000	

校することができない場合は、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、学校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 学校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、原則2年以内の期間で、休学を許可することができる。

第27条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、学校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第29条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署のうえ、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第31条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は以下のとおりとする。

項目	金額（単位 円）	備考
入学選考料	10,000	
入学金	50,000	推薦入試による入学者は半額となる。
授業料（年間）	1単位あたり12,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位以上。
施設設備費（年間）	36,000	
教育充実費（年間）	30,000	

教材費	実費	教材費	実費
<p>2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分を全納しなければならない。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合は、納付の方法について異なる場合がある。</p> <p>3 学校長は、別に定めるところにより、生徒納付金を減免することができる。</p> <p>4 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると学校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。</p>		<p>2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分を全納しなければならない。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合は、納付の方法について異なる場合がある。</p> <p>3 学校長は、別に定めるところにより、生徒納付金を減免することができる。</p> <p>4 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると学校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。</p>	